

水質汚濁防止法が平成 23 年 4 月 1 日に改正されました

改正の概要

1. 事業者による記録改ざん等への厳正な対応

- ◆ 排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対し罰則が創設されました。
〔なお、本罰則は、法第 14 条第 1 項及び第 2 項に規定する測定を実施しなかった場合にも適用されます。〕
- ◆ 排出水の汚染状態の測定回数が規定されました。
※これまで、排出基準違反については罰則がありましたが、未記録・虚偽の記録に対する罰則はありませんでした。また、排出水の汚染状態の測定は義務付けられていましたが、測定回数について基準はありませんでした。

◇ 排出水の測定項目・頻度

○特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた項目のうち、特定施設設置(使用・変更)届出により届け出た項目について、1年に1回以上。

〔旅館業(温泉を利用するもの)に属する特定事業場は、一部の項目*の測定頻度を3年に1回以上とする。〕

* 砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量並びにクロム含有量

○その他の項目について、必要に応じて。

◇ 測定の時期

○排出水等の汚染状態が最も悪いと推定される時期・時刻に、試料の採取を実施。

◇ 測定結果の記録・保存

○測定結果の記録は、水質測定記録表に加え、計量証明事業所に委託する場合は計量証明書、事業者自らが測定する場合はチャートその他の資料を3年間保存。

2. 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止

- ◆ 汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び地方自治体への届出を義務付ける「事故時の措置」の範囲(対象となる汚水の種類*¹及び事業者の範囲*²)が拡大されました。

*1 汚水の種類として、排水規制の対象となっていない有害な物質(指定物質)を追加。

*2 事業場の範囲として、排水規制の対象となっていないが、有害物質や指定物質を取り扱う事業場(指定事業場)を追加。

◇ 以下の事故が発生し、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのある時は応急の措置を講じ、知事への届出が義務付けられました。

○特定事業場からの有害物質を含む水の流出・地下浸透、又は排出基準(生活環境項目)に適合しないおそれがある水の流出

○指定事業場からの有害物質又は指定物質を含む水の流出・地下浸透

○貯油事業場等からの油を含む水の流出・地下浸透

3. 事業者による自主的な公害防止の取組の促進

- ◆ 水質汚濁の防止に関する事業者の責務規定を設けました。

◇ 事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出・地下浸透の状況を把握する。

◇ 汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の汚濁の防止のために必要な措置を講ずる。

【排水水の測定について】

様式第1(別紙4)

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号					
排水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

測定項目

この欄に記載した項目について測定を行います。

記録様式

この様式に測定結果を記録します。

様式第8

水質測定記録表

排水水の汚染状態 (特定地下浸透水の汚染状態)

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量 (m ³ /日)								

【事故時の措置について (指定物質)】

- | | |
|--|---|
| 1 ホルムアルデヒド | 30 スチレン |
| 2 ヒドラジン | 31 キシレン |
| 3 ヒドロキシルアミン | 32 パラ-ジクロロベンゼン |
| 4 過酸化水素 | 33 N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-ブチルフェニル
(別名フェノブカルブ、BPMC) |
| 5 塩化水素 | 34 3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピル)ベンズアミド
(別名プロビザミド) |
| 6 水酸化ナトリウム | 35 テトラクロロイソフタロニトリル
(別名クロロタロニル、TPN) |
| 7 アクリロニトリル | 36 チオりん酸 O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)
(別名フェニトロチオン、MEP) |
| 8 水酸化カリウム | 37 チオりん酸 S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル
(別名イプロベンホス、IBP) |
| 9 塩化ビニルモノマー | 38 1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル
(別名イソプロチオラン) |
| 10 アクリルアミド | 39 チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピ
リミジニル) (別名ダイアジノン) |
| 11 アクリル酸 | 40 チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサリル)
(別名イソキサチオン) |
| 12 次亜塩素酸ナトリウム | 41 4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル
(別名クロルニトロフェン、CNP) |
| 13 二硫化炭素 | 42 チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル)
(別名クロルピリホス) |
| 14 酢酸エチル | 43 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) |
| 15 メチル-tert-ブチルエーテル (別名MTBE) | 44 エチル-Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチ
リデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオ
ナート (別名アラニカルブ) |
| 16 トランス-1,2-ジクロロエチレン | 45 1,2,4,6,7,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ
-4,7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン) |
| 17 硫酸 | 46 臭素 |
| 18 ホスゲン | 47 アルミニウム及びその化合物 |
| 19 1,2-ジクロロプロパン | 48 ニッケル及びその化合物 |
| 20 クロルスルホン酸 | 49 モリブデン及びその化合物 |
| 21 塩化チオニル | 50 アンチモン及びその化合物 |
| 22 クロホルム | 51 塩素酸及びその塩 |
| 23 硫酸ジメチル | 52 臭素酸及びその塩 |
| 24 クロルピクリン | |
| 25 りん酸ジメチル-2,2-ジクロロビニル
(別名ジクロルボス、DDVP) | |
| 26 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト
(別名オキシデプロホス、ESP) | |
| 27 1,4-ジオキサソ | |
| 28 トルエン | |
| 29 エピクロロヒドリン | |

【参考 URL】

- 環境省 (一部改正について) <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12205>
 (施行期日について) <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13589>
 石川県環境部水環境創造課 <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/mizukankyoku/index.html>